

景観計画の一部変更（景観重要公共施設の指定、景観形成特別地区の指定）について（案）

1 景観計画の一部変更（景観重要公共施設の指定、景観形成特別地区の指定）スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
景観審議会・ 景観審議会デザイン検討部会		審議会 ●	部会 ○		部会 ○	審議会 ●	部会 ○	部会 ○	審議会 ●	
景観重要公共施設・ 景観形成特別地区の指定	講演会 ◎	ワークショップ				区民説明会 ◎	パブリックコメント			都市計画 審議会 ◇

※景観形成特別地区・景観重要公共施設の指定は景観計画の一部変更にあたるため、区民説明会・パブリックコメントを経て、景観審議会への諮問、都市計画審議会への意見聴取が必要。

2-1 景観重要公共施設の指定（景観法第8条第2項第4号ロ）

- 景観法に定義する「公共施設」とは道路、河川、公園等公共の用に供する施設をいう。（景観法第7条）
 - 景観重要公共施設指定の目的（景観法運用指針より）
景観重要公共施設として位置づけ、景観上必要な整備に関する事項について定め、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図る。
- ⇩
- 平成29年度に景観重要公共施設（鬼子母神大門ケヤキ並木道）の指定を目指す

2-2 鬼子母神大門ケヤキ並木道の概要

特別区道 42-600
特別区道 42-500
雑司が谷案内処

景観重要公共施設：
鬼子母神大門ケヤキ並木道

○指定予定区域：
特別区道42-500の一部
（幅員 4.49～10.48m）
特別区道42-600の一部
（幅員 5.43～7.33m）

2-3 景観重要公共施設の指定に伴う効果

- 景観計画に定める、景観重要公共施設の整備に関する事項の実現
- 景観重要公共施設に関する、良好な景観の形成に必要な基準を定めた場合の基準の順守（例：道路法による道路占用許可基準）

2-4 整備に関する事項（案）

- 整備に関する方針（案）
【道路整備の考え方】
・鬼子母神大門ケヤキ並木道は、江戸時代を通じて続く雑司が谷地区の歴史や文化を後世に残すシンボリックな景観として、並木の魅力を生かした道路景観を形成する。
・雑司が谷地区の情報発信、散策拠点として、魅力的な空間創出に配慮する。
・沿道の雑司が谷みみずく公園と連携した魅力的なオープンスペースを創出する。
- 【道路構造物整備の基準】
・舗装の改修にあたっては、自然石（例：御影石）の使用を基本とする。
- 【附属物整備の基準】
・街路灯、ポラード等の附属物の設置にあたっては、周囲の雰囲気と調和した素材、色彩、意匠となるよう努める。
・交通安全上必要な標識、カーブミラー等の設置にあたっては、支柱の色彩が周囲の雰囲気と調和したものとなるよう配慮する。
・道路交通の安全を確保した上で、ケヤキの雄大さや風格を損なわないような適正な維持管理をするよう配慮する。
・公共サインを設置する場合は、分かりやすいサインとなるよう言語、デザイン等を工夫するとともに、周囲の雰囲気と調和した配置、規模、意匠、素材、色彩となるよう努める。
- 占用等の許可基準に関する方針（案）
【景観重要公共施設の占用の考え方】
・景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺の街並みと調和するよう配慮する。

3 雑司が谷景観形成特別地区の指定（豊島区景観条例第10条第3項）

3-1 指定の目的

地形・歴史・文化を始めとする地域資源を活かし、重点的に景観形成の拡充を図る。

3-2 方針

- みどりの潤いと安らぎが広がり、歴史を感じられる静謐な空間づくりに取り組みます。
- 坂などの地形の表情を生かした景観形成をめざします。
- 貴重な建築物を維持・保全し、景観まちづくりに活用していきます。
- 地域の歴史・文化を受け継ぐ人々の姿を大切な風景として育てていきます。
- 地域活動や緑化の取り組みなどと連携し、江戸の文化とみどり豊かな景観まちづくりに取り組みます。

3-3 地区設定の考え方

(1) これまでのまちづくりとの継続性

- ・都市づくりビジョン
- ・景観計画の地域区分
- ・旧アメニティ形成条例の特定地区範囲

(2) 都市づくりの動向

- ・日本ユネスコ協会連盟によるプロジェクト未来遺産への登録
- ・都市計画道路環状5の1号線、補助81号線の整備

(3) 歴史・文化を始めとする地域資源

<代表的地域資源>

- ・鬼子母神堂（国重要文化財）
- ・大イチョウ（豊島区景観重要樹木）
- ・雑司が谷旧宣教師館（豊島区景観重要建造物）
- ・大門ケヤキ並木（豊島区景観重要公共施設（予定））
- ・法明寺、大鳥神社
- ・お会式
- ・雑司ヶ谷霊園
- ・都電
- ・各商店街（弦巻通り、鬼子母神通り）

(4) 景観特性によるエリア分け

- 大門ケヤキ並木沿道・鬼子母神堂周辺
- 環状5の1、補助81号線沿道
- 幹線道路沿道
- その他のエリア

～地区設定～



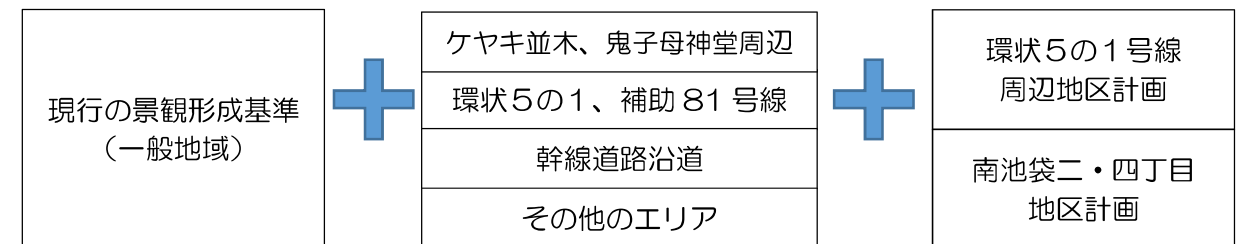
3-4 届出規模の設定

	現行	
大門ケヤキ並木沿道・鬼子母神堂周辺に面する敷地	高さ 15m以上又は延べ面積 1,000㎡以上 高さ 20m以上又は延べ面積 2,000㎡以上	すべて
環状5の1、補助81号線沿道	高さ 20m以上又は延べ面積 2,000㎡以上	高さ 15m以上又は延べ面積 1,000㎡以上
幹線道路沿道	高さ 20m以上又は延べ面積 2,000㎡以上 高さ 31m以上又は延べ面積 3,000㎡以上	高さ 20m以上又は延べ面積 2,000㎡以上
その他のエリア	高さ 15m以上又は延べ面積 1,000㎡以上 高さ 20m以上又は延べ面積 2,000㎡以上 高さ 31m以上又は延べ面積 3,000㎡以上	高さ 10m以上又は延べ面積 300㎡以上

3-5 景観形成基準の検討

当地区の一般地域における景観形成基準をベースに、景観形成方針の実現に必要な基準を追加する

<基準の考え方>



3-6 色彩基準

一般地域の基準をベースに、次の事項について配慮する。

- 雑司が谷の歴史や文化を尊重し、落ち着いた色調を基調とする。
- 大イチョウや、雑司ヶ谷霊園の豊かな緑などの地域の自然の色と調和した色彩とする。
- 寺社などの威厳と、趣のある色彩と調和し、地域色として尊重する。

3-7 屋外広告物の表示等の配慮事項

一般地域における方針をベースに、景観形成方針の実現に必要な基準を追加する。

